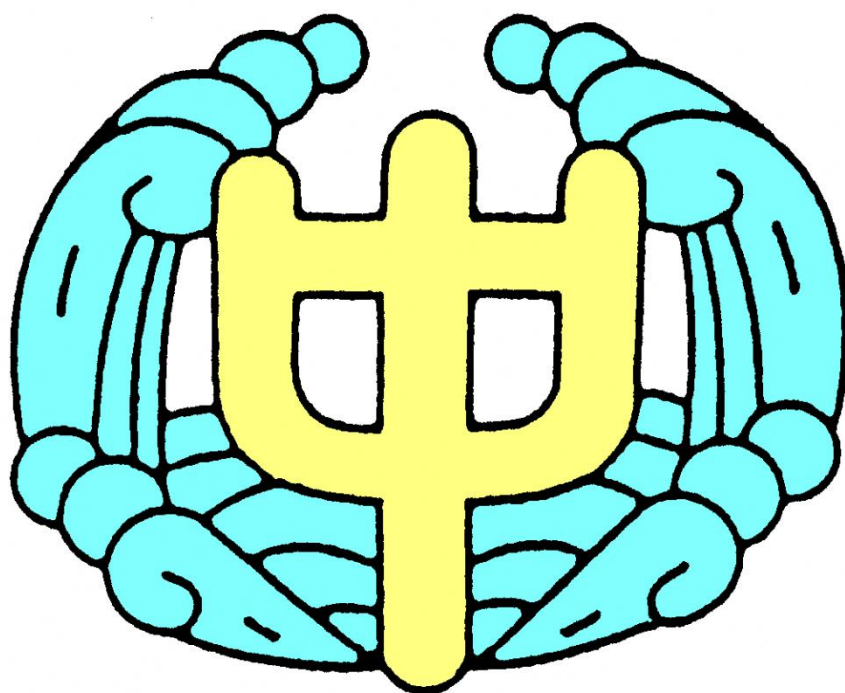


令和 7 年度

さいたま市立岸中学校いじめ防止基本方針



令和7年度　さいたま市立岸中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。情報機器の発達に伴い、いじめの形態は複雑化し、さまざまな問題が生じている。本校でも、ライン等でのトラブルが増えてきている。現在、いじめ問題の対応は学校における最も重要な課題である。

「いじめは、どの子どもでも、どの学校でも起こり得る」という共通認識の下、学校は保護者、地域住民、関係機関、関係団体と積極的に連携を図り、学校全体でいじめ問題に対峙し、常にいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事態が発生した際は、適切かつ迅速に対応しなければならない。

このことについては、さいたま市教育委員会が「一人ひとりの幸せな人生と豊かな社会の創造を追求する『Well-being（幸せ）を保障する教育』」と本校が進める教育指針「世界と向き合い未来の創り手として輝き続ける力を育む学校」を推進していくことが大切である。

「さいたま市立岸中学校いじめ防止基本方針」は、本校の全生徒が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校、いじめを許さない集団をつくるための具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめ問題に関する危機感を持つ。
- 2 「いじめは絶対に許されない」という認識を持つ。
- 3 いじめの早期発見・早期対応に努め、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 4 いじめの早期発見に向けて該当生徒の安全の確保をするとともに、いじめる生徒に対して毅然とした態度で指導する。
- 5 生徒一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 6 いじめ問題について、保護者、地域、関係機関、関係団体と連携を深める。
- 7 生徒会スローガン

6月に決定

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かをいじめ対策委員会にて適正に判断する。

※いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目 的 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため。
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、学校運営協議会委員（1名ないし2名）、生徒会
※必要に応じて、構成委員以外の関係者（心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）を招集する。
- (3) 開 催
 - ア) 定例会（各学期1回程度開催）
 - イ) 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて週1回開催）
 - ウ) 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内 容
 - ア) 学校基本方針に基づく取組の実施
 - イ) 学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認と定期的検証
 - ウ) 教職員の共通理解と意識啓発
 - エ) 生徒や保護者・地域・関係機関等への情報発信と意識啓発、意見確認
 - オ) 個別相談や相談の受け入れ、及びその集約
 - カ) 現状や実態の確認といじめ事案への対応
 - キ) 構成員決定
 - ク) 重大事態への対応
 - ケ) 学校の基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正

2 生徒いじめ対策委員会（名称は生徒会担当、生徒会で決定、他は検討）

- (1) 目 的 いじめ問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。

(2) 構成員 生徒会本部役員（7人）、中央委員会の代表者

(3) 開催 7月、11月

(4) 内容

ア) 現状や実態を確認する

イ) いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。

ウ) 話し合いの結果を学校に提言する。

エ) 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道德教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

○「いじめをしない、させない、見逃さない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場において、道德教育に資する学習の充実に努め、道德教育推進教師を中心に、全教員の協力体制を整える。

○道德の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道德の時間を通して

○「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

○実施要項に基づき、学校や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。

- ・生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり。
- ・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開。
- ・校長等による講話。
- ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導。
- ・学校、学年だよりやPTA 広報誌等による家庭や地域、関係機関等への広報活動。

3 「人間関係プログラム」を通して

○「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聴き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となる力の定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

○「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。

(1) 直接体験の場や機会を通して

○教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだ力を活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(2) 「心と生活のアンケート」の結果を生かして

○各学級担任が、学級の雰囲気や力の定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○生徒が相談することの大切さを理解し、相談の力、悩みやストレスの対処法などを身に付ける。特にいじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施 全学年1学期

5 メディアリテラシー教育を通して

(1)「スマホ・タブレット安全教室」の実施

○生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくスマホやタブレットを使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○「スマホ・タブレット安全教室」の実施（生徒、保護者共に全学年対象）

令和7年4月30日（水）予定

6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

○赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情を持って、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

○「赤ちゃん触れ合い体験」の実施：3年生 10月～11月

7 重大事態ガイドラインのチェックリスト

○重大事態ガイドラインのチェックリストを活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて適切に実施できているか等の点検を行う。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・生徒の些細な変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

(1) 朝の登校指導：一人ひとりの表情の確認。あいさつをしない、表情が沈んでいる 等

(2) 朝の会と健康観察：遅刻や欠席の確認と一人ひとりの表情を確認しながら呼名による朝の健康観察の徹底。遅刻や欠席が多くなる。表情が沈んでいる 等

(3) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書、ノートの落書き、隣と机が離れている、嘲笑やからかい片付けをいつもやっている 等

- (4) 休み時間：独りぼっちでいる、「遊び」と称してからかいの様子が見られる、独りで過ごしたり、移動したりしている、荷物を持たされている 等
 - (5) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛りつけ、当番を押しつけられる 等
 - (6) 清掃：一人離れた場所で清掃している、いつも拭きそうじをしている、その列は机が運ばれずいつも残っている 等
 - (7) 帰りの会：なかなか帰宅せず教室に残っている、終了後すぐに帰宅する 等
 - (8) 係活動：ひとりで離れて仕事をしている、仕事や役を押しつけられている 等
 - (9) 部活動：部活動を無断で休む、辞めたいと言ってくる、いつもペアになれない、雑用をいつもやらされている、からかわれている 等
 - (10) 学級：泣いている、おどおどしている、忘れ物が多くなる、内緒話をされる、笑顔がない、いたずらをされる、最後までその子の班が決まらない 等
 - (11) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たされる 等
 - (12) その他：その子を見捨てている様子がある、その子への配布を嫌がる雰囲気がある等
- ※「いじめに係わる対応の手引き」—（いじめの要注意サイン）の欄を確認する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月、8月、1月（年3回以上）
- (2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケートの結果の活用：アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。面談した生徒について、学年・学校全体で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを毎学期末に実施し、「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 年3回 教育相談週間を設定する 全校二者面談（5月、1月）、全校三者面談（12月）の実施
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める
 - ①相談室だよりの発行 ②さわやか相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施（学校評価とともに）：10月（年1回）
- (2) アンケート結果の活用：アンケート結果の情報提供や必要に応じて、保護者や生徒と面談を行う

6 地域からの情報収集

- (1) 学校運営協議会委員からの情報収集

- (2) 民生委員からの情報収集
- (3) 防犯ボランティアからの情報収集

VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

○校長

- ・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
- ・構成委員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- ・今できる対応や役割分担について確認する。
- ・必要に応じて保護者・関係機関等との連携を図る。

○教頭

- ・校長を補佐し、校長の情報収集や全体指揮、構成委員招集等を支援する。
- ・いじめ対策委員会の企画・立案を行う。
- ・今できる対応や役割分担について確認する。
- ・必要に応じて、保護者・関係機関等との連携を図る。

○教務主任

- ・教頭とともに、情報収集、関係職員の動きの確認とアドバイス等を行う。

○担任

- ・事実確認のために情報収集を行う。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・保護者との連携を図る。

○学年担当

- ・担任の対応を支援する
- ・関係生徒の見守りを行い、必要に応じて、担任とともに複数対応に加わる。

○学年主任

- ・管理職等の指示伝達を学年職員に伝える。
- ・学年職員の役割分担の明確化及び担任への指示と指導・助言を行う。
- ・情報収集と集約を行い、担当する学年の情報共有をおこなう。
- ・管理職への報告を行う。
- ・必要に応じて担任とともに複数対応に加わる。保護者との連携を図る。

○生徒指導主任

- ・管理職等の指示伝達事項のもと、関係職員を招集したり、指導・助言等を行ったりし、情報を把握できる体制作りをする。
- ・情報の提供と情報の集約をし、情報が全教職員に共通理解できる体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。

○教育相談主任

- ・管理職等の指示伝達のもと、関係職員を招集したり、指導・助言等を行ったりする。情報の提供と情報の集約をする。

○特別支援教育コーディネーター

- ・情報の提供と情報の集約を行う。
- ・問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- ・指導・助言等を行う。

○養護教諭

- ・情報の収集を行う。
- ・必要に応じて指導・助言、学年の支援及び担任へのアドバイス、関係生徒との面談や寄り添い等を行う。

○部活動の顧問

- ・情報の提供を行う。
- ・問題の背景に部活動が要因として、考えられないか、情報収集を行う。
- ・必要に応じて指導・助言、学年の支援及び担任へのアドバイス、関係生徒との面談や寄り添い等を行う。
- ・必要に応じて担任とともに複数対応に加わる。

○さわやか相談員

- ・情報の収集を行う。
- ・必要に応じて指導・助言、学年の支援及び担任へのアドバイス、関係生徒・家庭と面談や寄り添い等を行う。

○スクールカウンセラー

- ・情報の提供を行う。
- ・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や生徒へのカウンセリング等を行う。

○スクールソーシャルワーカー

- ・情報の提供及び専門的な立場から、環境に働きかけるための連携や調整等を行う。

○保護者

- ・家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、日頃から学校との連携を図る。

○地域

- ・いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報または情報の提供を行う。

○学校地域連携コーディネーター

- ・必要に応じて地域・関係機関等との連携を図る。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。

○ 重大事態について

ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合

- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
- ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対処を行う。
- ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- ※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断
- ＜学校を調査主体とした場合＞
- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
 - 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
 - 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
 - 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
 - 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。
- ＜教育委員会が調査主体となる場合＞
- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめ未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見、早期対応、インターネット（ライン等）を通じて行われるいじめの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- （1）学校いじめ防止基本方針の周知徹底・・・各学期の最初の職員会議で周知徹底を図る。
- （2）取組評価アンケートの実施と検証・・・アンケート結果の分析を行い、共通理解と共通行動を進める。
- （3）生徒指導・教育相談に係わる報告・・・必ず議題に入れ、共通理解と共通行動を図る。

2 校内研修

- （1）「楽しくわかりやすい授業の推進」
 - 一人ひとりを大切にし、生徒の豊かな感性をはぐくむ。
 - 学校教育活動における道德教育を意図的、計画的に行う。
- （2）生徒指導・教育相談に係わる研修
 - 生徒理解を進めるための研修を行う。
- （3）情報モラル研修

○生徒・職員が安全に正しく情報機器を使うことができる研修会を実施する。

X P D C Aサイクル

○より実効性が高いいじめ防止等の取組を実施するために、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というP D C Aサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（P D C Aサイクルの期間）の決定

（1）検証を行う期間：各学期とする

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

（1）「取組評価アンケート」の実施期間：1月

（2）いじめ対策委員会の開催時期：6月、11月、2月（状況に応じて随時）

（3）校内研修会等の開催期間：4月、8月、1月